

別添 7 (7-9、7-115 関係)

自動車の走行性能の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車及び軽自動車並びにセミ・トレーラ、フル・トレーラ等の連結車両及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）に適用する。

2. 走行性能

2.1. 自動車の走行性能は、次表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式に適合していること。

ただし、専ら構内等の特殊な地域において使用されるもの、特殊な用途のもの等については、本基準を緩和することができる。

この場合において、必要なときは、制限を附加することができる。

普通自動車	クレーン車等の特殊な作業用自動車（最高出力が 118kW {160PS} 以上の原動機を搭載しているものに限る。）	$GVW \leq 217 \times kW \{160 \times PS\} - 2400$
	上記以外の自動車	$GVW \leq 135 \times kW \{100 \times PS\} - 1500$
小型自動車		$GVW \leq 122 \times kW \{90 \times PS\} - 600$

GVW : 自動車の車両総重量 kg

kW {PS} : 自動車の原動機の最高出力 kW {PS}

(注) 2.1. 中普通自動車又は小型自動車の別は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の規定による。

2.2. 昭和 48 年 4 月 1 日以降昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された自動車の走行性能は、2.1. の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式に適合していればよい。

			加速能力	勾配能力	原動機出力
専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車			$\alpha \geq 0.038$	$S \geq 0.125$	
貨物の運送の用に供する自動車	普通自動車	車体の形状が普通型 最大積載量が 5t 以上のもの	$\alpha \geq 0.042$	$S \geq 0.125$	$GVW \leq 135 \times kW \{100 \times PS\} - 1500$
		車体の形状が普通型 形状のもの 最大積載量が 5t 未満のもの	$\alpha \geq 0.042$	$S \geq 0.125$	$GVW \leq 135 \times kW \{100 \times PS\} - 1100$
		上記以外のもの	$\alpha \geq 0.038$	$S \geq 0.125$	$GVW \leq 149 \times kW \{110 \times PS\}$
	小型自動車	車体の形状が普通型 形状のもの	$\alpha \geq 0.042$	$S \geq 0.125$	$GVW \leq 135 \times kW \{100 \times PS\} - 800$
		上記以外のもの	$\alpha \geq 0.038$	$S \geq 0.125$	$GVW \leq 149 \times kW \{110 \times PS\}$

α : 加速能力 $\frac{Q \times re}{GVW \times R \times 9.8}$

Q : 自動車の原動機の最大トルク N-m

Re : 終減速比（変向機、副変速機の減速比を含む。）。ただし、自動車の最高速度が 60km/h をこえる自動車にあっては最高速度が 60km/h をこえる変速段のうち最低の変速段における全減速比とする。

R : 自動車の駆動車輪の有効回転半径（静荷重半径が定められているものにあつては、その値を用いるものとする） m

S : 勾配能力 $\frac{0.9 \times Q \times r}{GVW \times R \times 9.8} - 0.01$ （貨物の運送の用に供する小型自動車にあっては 0.015）

r : 最低変速段における全減速比

(注 1) 2.2. 中普通自動車又は小型自動車の別は、道路運送車両法施行規則別表第 1 に規定されている寸法

のみにより区別した普通自動車又は小型自動車とする。

(注 2) 車体の形状が普通型形状のものとは、一般の貨物運送の用に供するボンネット、キャブオーバ、ピックアップ及び三輪トラックの形状のものをいい、特殊な地域で使用されるもの、特殊な用途のもの（ダンプ、バン、全輪駆動車、研究用、実用試験用等）を除く。

- 2.3. 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車の走行性能は、2.1. の規定にかかわらず、2.2. 又は次表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式に適合していればよい。

	加速能力	勾配能力
専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車	$\alpha \geq 0.038$	$S \geq 0.125$
貨物の運送の用に供する自動車	$\alpha \geq 0.038$	$S \geq 0.125$

- 2.4. 昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作した自動車であって、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車以外の自動車の走行性能は、2.1. から 2.3. までの規定に適合することを要しない。